

## 戸別所得補償制度モデル対策と水稲共済制度にかかる Q&A 2010.03.20

〔未定稿：これまでに農水省から示されている資料「戸別所得補償制度モデル対策に関する実務担当者向け Q&A (未定稿)：平成 22 年 3 月 3 日第 3 版)』及び農業災害補償制度に関する資料を基にとりまとめたものです。〕

Q1:水稲共済当然加入以上の面積があるにも関わらず水稲共済に加入していない者についても、前年度の販売実績があればモデル事業の交付対象となるのか？

(答)

- 1 水稲共済当然加入の面積以上の農業者に対しては、共済関係は成立しているので、水稲共済の加入申込書（水稲共済細目書異動申告票）を共済組合に提出することで交付対象とします。
- 2 水稲の耕作面積が当然加入基準面積以上の農家は、必ず加入していただくことになっております。これを当然加入制度といたします。
- 3 県内の当然加入面積基準は、組合ごとに定款で定められております。  
☛ 「農作物共済制度のあらまし」PDF 参照。

Q2:モデル対策の交付対象面積の捉え方について、「一律 10a を控除」とあるが、集落営農の場合はどのような取扱いとなるのか？

(答)

- 1 米のモデル事業の対象者については、水稲共済加入者とするを基本としていることから、自家飯米分・縁故米分の控除についても、水稲共済加入者単位で行うことを考えております。
- 2 集落営農の場合には、  
共済資格団体として組織加入している場合には、組織単位で計算される主食用米の作付面積から 10a を控除。  
構成農家が個々に加入している場合（地域集団一括引受）には、構成農家個々の主食用米の作付面積から 10a を控除する考えです。

- 3 なお、地域集団一括引受方式により共済加入している集落営農については、共済資格団体として組織加入しているのではなく個人加入しているものなので、構成農家個々の主食用米の作付面積から10aを控除することになります。

Q3:集落営農の規約には何を定めるのか。共同販売経理は何が要件なのか？

- 1 集落営農の規約については、水田経営所得安定対策に加入する集落営農の規約に準じて、目的、構成員の資格、構成員の加入・脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決方法・議決事項などを規定することが組織運営上必要と考えております。
- 2 共同販売経理については、集落営農で取り組む作物の生産・販売に関する収支を管理するための組織（代表者）名義の口座を開設していることが要件であり。その写しで確認することを考えております。

\* 組合においても共済資格団体・地域集団一括引受の際には加入審査のため1、2の資料について、提出していただくこととなります。

Q4：共済資格団体にはどのような要件があるのか？

(答)

- 1 モデル対策で対象としている集落営農の要件と同様、規約の作成と共同販売経理を行うことが要件である。ただし、規約には、共済掛金の分担及び共済金の配分方法等に関する規定を定める必要があります。
- 2 なお、水稻共済細目書異動申告票の提出の際に共済資格団体の要件を満たしておく必要があるので、提出期限（県内7組合とも5月15日）に間に合うよう予め共済組合に相談していただき、組合ではこれに基づき資格確認をさせていただきます。

Q5：集落営農で加入することのメリットは？

(答)

- 1 個別経営よりも、効率的な経営が行えるので、農家1戸当たりの所得が大幅に増加します。

- 2 集落営農で水稲共済に加入すれば（共済資格団体加入）水稲共済に加入すれば、水稲作付面積が10a程度の農家の方でも交付金が受け取れます。

盛岡地域農業共済組合（NOSAI 盛岡）

本所 〒 020-0053 盛岡市上太田細田 28-8  
019-659-3905 FAX019-659-3908  
<http://www10.ocn.ne.jp/nosai-m/>

盛岡・紫波支所 〒028-3605 紫波郡矢巾町大字間野々3-160  
019-697-3109 FAX019-697-8291

北岩手支所 〒028-4125 盛岡市玉山区好摩字上山 3-38  
019-682-2661 FAX019-682-2664

岩手中部農業共済組合（NOSAI 岩手中部）

〒 025-0025 花巻市下根子 821 番地  
0198-23-5201 FAX0198-24-8992  
<http://nosai.org/>

胆江地域農業共済組合（NOSAI 胆江）

〒 023-0023 奥州市水沢区字八反町 52-1  
0197-25-6631 FAX0197-22-3256  
<http://www.nosai-tanko.or.jp/>

磐井農業共済組合（NOSAI 磐井）

〒 029-0132 一関市滝沢字矢ノ目沢 65-60  
0191-23-3072 FAX0191-21-2909  
<http://www.nosai-iwai.jp/>

東南部農業共済組合（NOSAI 東南部）

本所 〒 028-0542 遠野市早瀬町 2-4-13  
0198-62-2556 FAX0198-62-0216  
<http://www.tonotv.com/members/nosai/>

気仙支所 〒022-0006 大船渡市立根町字岩脇 1-3

0192-27-5521 FAX0192-25-0656

宮古地域農業共済組合（NOSAI 宮古）

〒 027-0203 宮古市津軽石第 13 地割 488 番地 1

0193-67-2231 FAX0193-67-2219

<http://www15.ocn.ne.jp/nosaimiy/>

岩手北部農業共済組合（NOSAI 岩手北部）

本所 〒 028-6103 二戸市石切所字川原 46-1

0195-23-6110 FAX0195-25-4382

<http://www.nosai-iwatehokubu.or.jp/>

久慈支所 〒 028-0031 久慈市天神堂 37-194

0194-53-1501 FAX0194-53-5633